

相楽消費生活センターをご利用ください。

平成30年11月9日

中学生向け消費者教育冊子

「中学生の消費生活HANDBOOK」を作成しました！

平成24年12月に「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、この法律では、各年代に応じた消費者教育を行うことと定められました。

そこで、成年年齢の引き下げの動きも踏まえ、相楽郡広域事務組合（相楽消費生活センター）では、中学校において、生徒に消費者教育を実施する際に、副読本として活用していただけるよう、消費者教育冊子「中学生の消費生活HANDBOOK」を作成しました。

消費者が主役の社会の一人として行動できるような、自立した消費者を育成することを目指しています。

消費者トラブルで迷ったときや困ったときは、一人で悩まず早めに消費生活センター等にご相談ください。（「消費者ホットライン」☎188（いやや！）番）



※ハンドブックは、相楽郡広域事務組合ホームページからダウンロードできます。

●消費生活センターでは、「中学生の消費生活HANDBOOK」の他、若年者向けや高齢者等各種パンフレットもございます。

●消費生活センターでは、「消費生活出前講座」を無料で行なっています。

ご要望等があればお問合せください。

相楽消費生活センター
(0774) 72-9955
fax. (0774) 72-9933



相談すれば
相楽になる

- 相談日/月曜日～金曜日（祝、休日、年末年始を除く）
- 相談時間/午前9時～正午、午後1時～4時
- 所在地/木津川市木津上戸15番地 相楽会館内